

議案第16号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項の次に次のように加える。

6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。